

船舶事故調査報告書

令和6年1月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年1月11日 11時35分ごろ
発生場所	三重県熊野市笹野島南方沖 二木島灯台から真方位186° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯33° 53.6′ 東経136° 12.3′）
事故の概要	漁船 ^{ゆり} 佑里丸は、漂泊中、また、漁船 ^{ともき} 友喜丸は、北東進中、両船が衝突した。 佑里丸は、船長が負傷し、左舷船側外板等に割損を生じ、また、友喜丸は、右舷船首部の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和5年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>A 漁船 佑里丸、2.24トン ME3-44165（漁船登録番号）、個人所有 8.30m（Lr）×1.90m×0.65m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和54年2月15日 （写真1 参照）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">写真1 同型船</p> <p>B 漁船 友喜丸、2.0トン ME3-51404（漁船登録番号）、個人所有 9.45m（Lr）×1.66m×0.64m、FRP ディーゼル機関、139.80kW、昭和58年5月14日 （写真2 参照）</p>

	 <p style="text-align: center;">写真2 B船</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A 82歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年6月4日 免許証交付日 令和2年10月15日 (令和8年6月3日まで有効)</p> <p>B 船長B 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月14日 免許証交付日 令和元年7月22日 (令和7年3月17日まで有効)</p>
死傷者等	<p>A 軽傷 1人(船長A) B なし</p>
損傷	<p>A 左舷船側外板等に割損 B 右舷船首部に擦過傷及びプロペラに曲損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.2m</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、笹野島南方沖の漁場に向け、令和5年1月11日07時00分ごろ熊野市二木島港を出港した。</p> <p>船長Aは、07時45分ごろ漁場に到着したのち、船首を北西方に向けて主機を中立として漂泊し、右舷側船尾寄りの甲板上に椅子を置いて同舷側を向き、電動リールを用いて一本釣り漁を開始した。</p> <p>船長Aは、一本釣り漁を行っていたところ、魚がよく釣れたので、釣りに意識を向けていたところ、11時35分ごろ衝撃を感じて後方を振り向いたところ、A船の左舷側から乗り上がったB船の船首部が自身の腰部に接触し、投げ出されて落水した。</p> <p>船長Aは、付近で釣りをしていたゴムボートの操縦者によって救助され、同操縦者が118番通報し、B船に移乗されたのち、熊野市新鹿町<small>あたしか</small>の港に移送され、その後自宅に帰り、後日、身体に不調を訴えて三重県内の病院に行き、腰部打撲傷と診断された。</p> <p>A船は、僚船によって二木島港にえい航されたのち、陸上に揚げられて解撤された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、はえ縄漁の目的で、和歌山県新</p>

	<p>宮港北東方沖の漁場に向け、02時00分ごろ三重県紀北町^{ひきもと}引本港を出港した。</p> <p>船長Bは、漁場に到着してはえ縄漁を行い、同縄を揚収していたところ、はえ縄が切れて揚収に時間が掛かり、13時ごろまでに引本港に戻って水揚げをしなければならないと思い、後部甲板上に散乱した舵の遠隔装置のケーブル等をそのままとし、10時30分ごろ帰航を開始した。</p> <p>船長Bは、操縦席に腰を掛け、笹野島南方沖を約12ノットの対地速力で自動操舵として北東進中、小用を催し、前路を見たところ、航行に支障となる船舶はいないと思い、11時30分ごろ、小用を足すこととし、B船の船尾部に向かった。</p> <p>船長Bは、B船の船尾部に向かう途中、甲板上に置いてあった舵の遠隔装置のケーブル等を片付け、進行方向とは反対を向いて小用を済ませた。</p> <p>船長Bは、操舵室に戻ったところ、船首至近にA船を認め、主機を中立としたものの、B船の船首部とA船の左舷船側外板とが衝突したことを認めた。</p> <p>船長Bは、海面に浮いた船長Aの状態を確認し、付近にいたゴムボートの操縦者に船長Aを救助するよう依頼し、所属する漁業協同組合の担当者に本事故の発生を携帯電話で連絡した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、一本釣り漁を行っている際、ふだんから余り周囲を確認することがなかった。</p> <p>船長Bは、操舵室を離れる前に停船し、その後、操舵室を離れて片付けを行っていれば、他船に衝突することはなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長A及び船長Bは、それぞれ救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、笹野島南方沖で漂泊中、船長Aが、右舷側を向いた状態で一本釣り漁を行っていたところ、魚がよく釣れ、釣りに意識を向けて漂泊を続けていたことから、左舷側からB船が接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、笹野島南方沖を北東進中、船長Bが、航行に支障となる船舶はいないと思い、操舵室を離れ、船尾部で進行方向とは反対を向いて小用を足しながら航行を続けたことから、至近となるまで前路のA船に気付くのが遅れ、主機を中立としたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、笹野島南方沖において、A船が漂流中、B船が北東進中、船長Aが、右舷側を向いた状態で一本釣り漁を行っていたところ、魚がよく釣れ、釣りに意識を向けて漂流を続け、また、船長Bが、操舵室を離れ、船尾部で進行方向とは反対を向いて小用を足しながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の船長は、操業中において、漁の状況など特定のことに意識を向けることなく、視覚、聴覚及びその時の状況に適した他の全ての手段により、常時周囲の見張りを適切に行うこと。 ・一人乗りの漁船の船長は、航行中、小用等で見張りが一定時間適切にできなくなる場合には、周囲の船舶等の状況に応じ停船するなどして、他船との衝突を防止すること。

付図1 事故発生場所概略図

